

E i w a N e w s

令和8年3月期以降の決算における留意事項

令和8年4月
(No. 249)

今回は、令和8年3月期決算法人から適用が開始される法人課税制度のうち主なものについてご紹介いたします。

〔1〕 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、15%の軽減税率の適用期限が2年延長されていますが、令和7年4月1日以後開始事業年度より、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられます。

〔2〕 リース取引

上場会社及び未上場会社（大会社）については令和9年4月1日以後に開始する事業年度から新リース会計基準が強制適用されますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度からの早期適用も認められています。

新リース会計基準においては、借手側はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をせず、原則すべてのリースを使用権の取得として捉え、貸借対照表に使用権資産とリース負債の計上を行い、損益計算書に使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額の計上を行います。

新リース会計基準を踏まえ、リース税制に関して一定の整備が行われています。

※未上場会社(中小会社)は、新リース会計基準が強制適用されず、従来通りの会計処理を継続できます。

(1) 借手側の処理

① オペレーティング・リース

法人税法上、オペレーティング・リースについては、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金算入することとされました。具体的には、オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行い、その契約に基づく支払金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額を、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。

そのため、法人税法上の債務の確定した部分の金額と、会計上の使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額の合計額との調整が行われます。

② ファイナンス・リース（所有権移転外リース取引）

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、取得価額から残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとなりました。

リース期間定額法の見直しに伴い、令和9年3月31日までに締結された契約に係るリース資産（以下「経過リース資産」）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて経過リース期間定額法を選定することができる経過措置が講じられています。

経過リース期間定額法に係る償却限度額の計算

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{改定取得価額}}{\text{改定リース期間の月数}} \times \frac{\text{その事業年度における}}{\text{その改定リース期間の月数}}$$

※改定取得価額 : 経過リース資産の経過措置の適用を受ける最初の事業年度開始の時の取得価額
(その最初の事業年度の前事業年度までに損金算入された償却の額を控除した金額)

※改定リース期間 : 経過リース資産のリース期間のうち、経過措置の適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間

(注) 経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、一定事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 貸手側の処理

「リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）」の廃止に伴い、以下の経過措置が講じられています。

- ① 令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人について令和9年3月31日以前開始事業年度までは同特例に基づく延払基準の適用を認める
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合には、5年均等で繰延リース利益額を収益計上することができる等

〔3〕フリーレント期間を含む賃貸借取引に係る借手側の処理

フリーレント期間が含まれている賃貸借取引については、一定の課税上の弊害がある場合を除き、賃料総額をフリーレント期間が含まれた賃借期間で按分した金額を賃借期間中の各事業年度に費用計上した場合に、その費用の額をその各事業年度に損金算入できることとなりました。

課税上の弊害がある場合については、従来どおり賃料の支払日の属する各事業年度に損金算入することとなります。

(注) 新リース会計基準の強制適用の対象とならない中小企業等であっても、同基準に準じた会計処理を行っている場合には、同取扱いによる処理が可能です。

〔4〕外形標準課税（法人事業税：減資への対応）

外形標準課税は、令和7年4月1日以後開始事業年度より、事業年度末日における資本金の額が1億円超の法人の他、次のすべてを満たす法人も適用対象となります。

- ① 前事業年度が外形標準課税の対象
- ② その事業年度末日において資本金の額が1億円以下
- ③ その事業年度末日において資本金と資本剰余金の合計額が10億円超

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。